

マッサージ師 雇用の勧め

視覚障害者の雇用促進・安定のために



09年埼玉県職業フェアで模擬マッサージを行う埼玉県立特別支援学校塙保己一学園の生徒

全国視覚障害者雇用促進連絡会
全国病院・介護マッサージ問題連絡会
日本理療科教員連盟進路対策部
特養マッサージの師会

第1 マッサージ師として働く

病気やけがで自覚症状のある人は32.8%、病気やけがで通院している人は33.4%（国民生活基礎調査、平成19年）で、前回平成16年調査時より増えています。

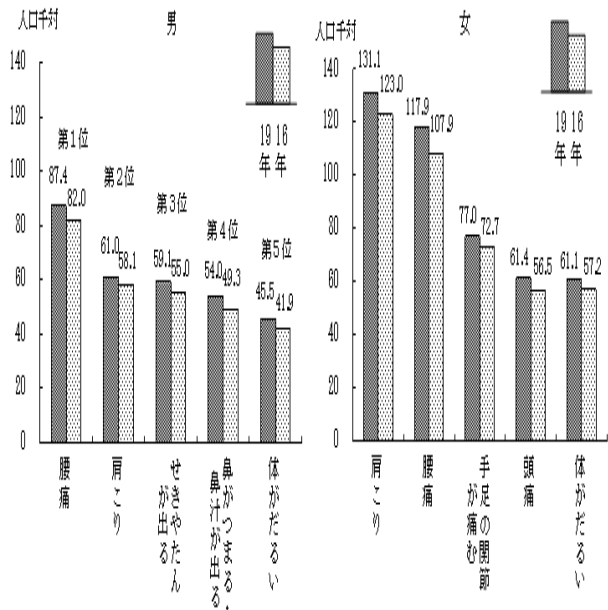
自覚症状の第1位が、男は「腰痛」、女は「肩こり」で、これらの人の約2割が「あんま・はり・きゅう等」にかかっているとこたえています。

これらの症状には、古くからあん摩マッサージ指圧がよいといわれてきました。肩こりや腰痛は、何かの病気のあらわれだったり、これがもとで病気をひきおこしたりします。ひどくならないうちに治すことが健康の秘訣です。

多くの視覚障害者が、医療・介護施設、企業などでマッサージ師として働いています。もっと雇用の道が広がれば、視覚障害者がどこでも国民の健康増進に寄与できると考えています。

症状別に見た有訴者率の上位5症状

(人口千人あたり)



注：有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

注：平成19年国民生活基礎調査

「最も気になる症状」の治療の種類

(数字は%)

	有訴者総数	治療している	治療していない				
			病院・診療所	あんま鍼灸等	売薬	それ以外	
有訴者率	100	71.9	51.6	7.5	20.3	3.5	22.1
肩こり	100	62.1	21.3	20.8	27.7	4.3	34.2
腰痛	100	71.8	40.8	18.9	22.5	4.8	24.4
手足の関節痛	100	81.2	57.4	12.5	24.6	4.3	16
骨折・捻挫・脱臼	100	86.1	64.1	12.3	16.2	4	9.2
手足のしびれ	100	72.9	58.4	10.6	14.1	4.1	23.9
手足の動きが悪い	100	84.9	73.7	10	14	5.6	12
手足が冷える	100	61.1	43.6	8.4	15.8	5	32.9
足のむくみやだるさ	100	62	44.5	7.8	15.1	4	35.2
眠れない	100	68.6	58.8	4.4	12.6	3.4	27
体がだるい	100	52.5	37.1	4.3	15.7	2.9	43.9

注：平成16年国民生活基礎調査。入院者は含まない。有訴者には治療の有無不詳を含む。

No.1 医療で働くマッサージ師

問 病院・診療所には、視覚障害のマッサージ師がどのくらい働いていますか。

答 医療機関で視覚障害のマッサージ師が働く歴史は古く、今日も、整形外科やリハビリテーション科などに、多くの視覚障害者が働いています。

病院・診療所には7383人のマッサージ師が働いています(医療施設調査、08年、厚生労働省)。このうち、どのくらいの視覚障害者が含まれるのかははっきりした統計はありません。

職種別にみた施設の従事者数

	病院	一般診療所
総数	1,771,435.8	699,202.1
医師	187,947.6	117,567.5
看護師	636,970.8	84,963.0
准看護師	170,782.5	89,697.4
理学療法士	38,675.3	6,683.0
マッサージ師	2,743.4	4,639.3
柔道整復師	630.1	2,930.8

注：病院報告、医療施設調査

注：平成20(2008)年10月1日現在

問 リハビリテーション科のある病院・診療所にもマッサージ師がいるということですが、診療報酬は算定できるのですか。

答 あん摩マッサージ指圧師養成のための学科に、解剖学、生理学、病理学などの科目とともに、リハビリテーション概論の科目が設けられています。

リハビリテーションの点数を算定するためには、理学療法士などの他、(社)全国病院理学療法協会が主催する運動療法機能訓練技能講習会、日本運動器リハビリテーション学会が主催する運動器リハビリテーションセラピスト講習を受講したマッサージ師の場合、疾患別リハビリテーションの一部点数が算定できることになっています。

問 視覚障害者の文字処理や、院内を移動する際に患者さんとの衝突などの事故の心配がありますが、実際はどうか。

答 マッサージは、触覚のすぐれた視覚障害者の適職であり、盲学校などでは、実技・臨床実習に力を入れています。確かに、文字処理や歩行に困難を伴います。

盲学校などでは、大きな文字を使用したり、音声による情報を使えるように、視覚補助機器を用いた様々な訓練が行われています。また、白杖などを使って、注意深く歩くように訓練をしています。

さらにこれを補うため、視覚障害者の施設内移動や文字処理を手伝う介助者を雇うための助成金制度や、視覚障害者が働きやすい施設設備に改善するための助成金制度があります。

問 今後さらに、視覚障害者が病院・診療所に雇用されるためには、どうしたらよいでしょうか。

答 今日まで視覚障害のマッサージ師が働いて来た歴史、マッサージ師がリハビリテーションの一部点数を算定できること、公的な支援の制度があることなどの理解が広がれば、整形外科やリハビリテーション科のある3万数千の病院・診療所の雇用を進めることができます。

この願いが叶えば、視覚障害者が医療という仕事を通して社会に貢献し、自立して生活することができます。

診療科目別にみた一般診療所・病院数

	一般診療所数
整形外科	12,929
リハビリテーション科	12,566
	病院数
整形外科	5,094
リハビリテーション科	4,000

注：平成20(2008)年10月1日現在

No.2 企業で働くマッサージ師(ヘルスキーパー)

問 ヘルスキーパーは何をするのですか。

答 これは以前、産業マッサージ師と呼ばれた時期がありました。ヘルスキーパーは、企業に雇用され、職場においてマッサージ、はり、きゅう、運動療法などの物理療法を行って、従業員の疲労の回復や心身の変調を調整し、業務の能率向上に役立つような仕事をする人です。

治療にあたるヘルスキーパーは、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師国家試験に合格し、免許を取得したプロフェSSIONALなので、安心して治療を受けることができます。

問 ヘルスキーパーを置くことによって、どんなメリットがありますか。

答 現代社会は、心身のストレスを生み、職場に多くの半健康症候群といわれる、腰痛、肩こり、せきやたん、手足の関節が痛い、頭痛、鼻づまり・鼻汁、体がだるい、さらには、眠れない、精神障害などの不調を生み出します。

このような症状を改善するには、マッサージ・はり・きゅうなどの物理療法が有効であることが実証されています。さらに、2次的に、労働災害や広い意味での職業病を防止することができます。

問 ヘルスキーパーを置いても利用者がいるかどうか心配ですが。

答 ヘルスキーパーの雇用事例からみても、職場や上司の理解と協力が得られた職場では、すべて予約で一杯の状況で、利用者が少ないといったことは聞かれません。

企業の従業員が、社外の医療機関や治療院で治療を受けることは、時間的にも地理的にも困難です。自分の職場で治療が受けられるならば、それは大変便利です。

つらい症状があっても、「勤務中だから」とか「若いので恥ずかしい」などの

思惑で治療を受けにくいということもありますから、同僚や上司の協力や理解がどうしても必要です。

問 業務の違いから、他の従業員と別の賃金・雇用体系を検討しなければならないと思いますが、どのような労働条件で雇用したらよいのですか。

答 常勤嘱託、特別社員、嘱託、正社員など企業によってさまざまですが、いずれも勤務時間や休日などは他の社員と違いはありません。賃金については、企業内医務室機能の一環としてヘルスキーパーを雇用している企業では、医師との密接な連携により社員に対する傷病の予防治療、健康管理に携わる重要な職務と考えられていますので、医師や看護師などの特別の技能を持った者の賃金の決め方なども考慮して決定しているようです。

問 治療時間や1日あたりの治療人数はどのようにしたらよいですか。

答 多くが勤務時間中に治療が受けられるようになっていますが、勤務時間中に大切な職場を離れるのですから、なるべく短時間に治療効果をあげる必要があります。もちろん、その人の症状や程度によって異なりますが、患者1人について30分程度、ヘルスキーパー1人1日当たり8～10人程度が理想的と考えられます。

問 どのような施設・設備が必要ですか。

答 おおげさな施設・設備は必要ありません。すでに社内に医務室がある場合には、治療用ベッドとそれに簡単な治療機器を備えるだけで十分です。

新たに治療室を設ける場合には、法令の定めにより、最低限9.9㎡以上のスペースを確保し、消毒設備などを備える必要があります。

(表3) ヘルスキーパー雇用企業名(公開分)

※産業分類別 ※企業名のみ記載

平成20年12月現在

建設	富士ハウス(株)	運輸	佐川急便(株)
	パナホーム(株)		小田急電鉄(株)
	松井建設(株)		相模鉄道(株)
	NECネッツエスアイ(株)		(株)商船三井
	三機工業(株)		川崎汽船(株)
製造	本田技研工業(株)研究所	卸売・小売	日本郵船(株)
	(株)フジクラ		ANA・ウィング・フェローズ(株)(特例子)
	セイコーインスツルメンツ(株)		(株)JALサンライト(特例子)
	日本メドトロニック(株)		日産プリンス東京販売(株)
	三菱電機(株)		野原産業(株)
	松下電器産業(株)		菱電商事(株)
	新日本製鐵(株)		(株)伊勢丹
	富士電機(株)		(株)東武百貨店
	東京エレクトロン(株)		丸紅(株)
	エプソンミズベ(株)(特例子)		兼松(株)
	エプソン(株)		三井物産(株)
	東芝ウィズ(株)(特例子)		三谷産業(株)
	大同特殊鋼(株)		住友商事(株)
	(株)オンワード樫山		長瀬産業(株)
	(株)クラレ		ナイス(株)
	(株)フコール	(株)サンリオ	
	三菱レーヨン(株)	金融・保険	アメリカンファミリー生命保険会社
	市田(株)		ソニー生命保険(株)
	(株)クラレつくば研究所		フルデンシャル・ジェネラル・サービス・ジャパン(株)(特例子)
	(株)キューピーあい(特例子)		東京海上日動火災保険(株)
	NECインフロンティア(株)		日本興亜損害保険(株)
	パイオニア(株)		三菱UFJニコス(株)
	モトローラ(株)		(株)オリックス業務支援(特例子)
	日本ビクター(株)		モルガンスタンレー証券(株)
	セントラル自動車(株)		シティーグループ
	関東自動車工業(株)		(株)みずほ銀行
	三菱重工業(株)		(株)横浜銀行
	ジョンソンエンドジョンソン(株)		(株)東京三菱UFJ銀行
	(株)資生堂		日本銀行
	サントリー(株)		不動産
(株)セガ	(株)アトリウム		
住友重機械工業(株)	(株)コスモスイニシア		
サノフィ・アベンティス(株)	三井不動産レジデンシャル(株)		
コクヨ(株)	有楽土地(株)		
電気・ガス・燃料給・水道業	東京電力(株)	財団法人住宅管理協会	

ヘルスキーパー雇用企業名（公開分）

※産業分類別 ※企業名のみ記載

平成20年12月現在

情報通信業	(株)ジュピターテレコム	医療、福祉	東京大学医学部附属病院	
	(株)フジテレビジョン	飲食・宿泊	(株)帝国ホテル	
	(株)九段パルス(特例子)	教育・学習支援	(株)ベネッセビジネスメイト(特例子)	
	(株)産経新聞社		駒場東大附属保健センター	
	(株)朝日新聞社		成蹊学園	
	(株)読売新聞社		東洋英和女学院	
	(株)日本経済新聞社		サービス	(株)ツタヤ
	(株)毎日新聞	IBMビジネスコンサルティングサービス(株)		
	KDDIチャレンジド(特例子)	アクセンチュア(株)		
	ソフトバンクBB(株)	あずさ監査法人		
	ソフトバンクテレコム(株)	ベリングポイント(株)		
	ソフトバンクモバイル(株)	(株)リクルートオフィスサポート(特例子)		
	ヤフー(株)	(株)東電設計		
	(株)NTTデータ	(株)富士通総研		
	(株)テレウェイヴ	西村あさひ法律事務所		
	(株)テレパーク	八千代エンジニアリング		
	SAPジャパン(株)	(株)エイチ・アイ・エス		
	マイクロソフト(株)	サンクスステップ(株)(特例子)		
	伊藤忠テクノソリューションズ(株)	ジョブサポートパワー(特例子)		
	(株)TKC	フジサンケイ人材センター(株)		
	(株)アイ・ティ・フロンティア	(株)パソナハートフル(特例子)		
	(株)セゾン情報システムズ	インフォコム(株)		
	(株)テプコシステムズ	ティー・ティー・ビジネスサービス(株)		
	(株)電通国際情報サービス	(株)電通ヒューマンリソース		
	(株)富士通アドバンスドソリューションズ	(株)豊通オフィスサービス		
	(株)富士通システムソリューションズ	エンジャパン(株)		
	(株)富士通北陸システムズ	(株)電通		
	住商情報システム(株)	(株)博報堂DYアイ・オー(特例子)		
	日本IBM(株)	(株)エスアールエル		
	日本システムウェア(株)	イーピーエス(株)		
	富士通コミュニケーションサービス(株)	(株)舞浜ビジネスサービス(特例子)		
	コロンビアミュージックエンタテインメント(株)	地方公共団体		神奈川県
	NHN Japan(株)			
	ネットワンシステムズ(株)			
	(株)サイバーエージェント			

No.3 介護で働くマッサージ師(機能訓練指導員)

問 機能訓練指導員は何をするのですか。

答 介護保険施設で、日常生活を営むのに必要な機能の改善又は減退の防止を目的とした施術や訓練を行う専門職です。
特別養護老人ホーム、通所介護施設(デイサービス)、短期入所生活介護施設(ショートステイ)、特定施設入居者生活介護施設(有料老人ホーム)は、機能訓練指導員を必ず配置しなければなりません。

問 機能訓練指導員は誰でもなれますか。

答 機能訓練指導員になれるのは、看護職種、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の6職種です。

問 6職種のうち、マッサージ師が行う機能訓練の特徴はなんですか。

答 マッサージ師は、運動療法とマッサージの知識と技術があるので、マッサージの心地よい刺激を与えながら、会話がはずみ、訓練の成果も上がるというので、心のマッサージにもなると、利用者から大変喜ばれています。

問 視覚障害者の機能訓練指導員は、業務に支障を来さないのですか。

答 視覚障害者は、ハンディがあり、移動や文字処理に困難を伴うので、使用者は足踏みをしてしまいます。周りの職員や利用者の理解によって、職場に段々と慣れていけば、十分に戦力になり、実際に多くの視覚障害者が機能訓練を実施しています。

視覚にハンディーを負うことはマイナスばかりではありません。かえてこのことが、体の弱った高齢者との心と心をつなぐ絆となり、信頼関係につながるケースも多いのです。視覚障害者を雇用した場合には、障害を補うための各種の支

援制度(助成金等)があり活用することができます。

問 機能訓練を行うための治療室や訓練室が必要ですか。

答 法令で、施設設備の定めはありませんし、医師による指示なども必要ありません。ベッドサイドでの施術が利用者の悩みを話しやすくします。また、居室での訓練が生活リハビリにもつながるでしょう。

問 常勤専従で配置したときの加算とは何ですか。

答 機能訓練指導員は、他の業務との兼任もできますが、常勤専従で配置したときには加算がつきます。

職種別常勤換算従事者数

(単位：人)

	通所介護	短期入所生活介護	特定施設入居者生活介護	福祉施設
機能訓練指導員	10,277	2,157	960	4,167
理学療法士	500	144	77	287
作業療法士	307	89	35	196
言語聴覚士	52	15	10	29
柔道整復師	408	48	24	71
マッサージ師	985	219	146	533

注：平成18年10月1日現在

No.4 視覚障害マッサージ師の養成教育

問 マッサージ師はどうすればなれるのですか。

答 マッサージ師免許は国家資格で、高校を卒業してから3年以上、所管大臣が認定した学校・養成施設で、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得した者が、厚生労働大臣が行う国家試験に合格したものに与えられます。はり師・きゅう師免許も同様です。

問 視覚障害者のためのマッサージ学校はあるのですか。

答 もちろんあります。視覚障害者の場合、都道府県ごとに設置された盲学校、国立の視力障害センター、私立の養成施設に入学して、点字・録音教材・拡大文字教材を

使って勉強します。盲学校は、1クラス8人まで、養成施設は、1クラス15人までの小編成で、手から手へと丁寧に技術の伝授が行われます。

どこでも、臨床室が設けられ、3年生になると、毎日、外部の患者さんに来所いただいて、臨床実習を行います。ここでは、医療面接、マッサージ治療、リハビリテーション、医療機器の操作、カルテの記載などを1年を通して学びます。

問 国家試験の内容は健常者と同じですか。

答 同じですが、視覚障害者の場合、試験時間の延長、点字・拡大文字・音声による受験が可能であるなど、さまざまな配慮がなされています。

マッサージ師養成カリキュラムの例

分野	認定規則の教育内容	科目	単位
基礎分野	科学的思考の基礎・人間と生活	保健医療福祉講義	2
		保健体育	3
		情報処理	2
		外国語・医学英語	2
		社会保障	1
		視覚障害	1
専門基礎分野	保健医療福祉とあん摩指の理論	医療概論	2
		関係法規	2
	人体の構造と機能	系統解剖学	6
		局所解剖学	3
		生理学	6
	疾病の成り立ちと予防・回復の促進	衛生・公衆衛生学	3
		病理学	3
		臨床医学・臨床診断学	7
		リハビリテーション医学	3
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学	東洋医学概論	2
		経絡経穴概論	2
		あん摩マッサージ指圧理論	2
	臨床あん摩マッサージ指圧学	臨床診断学実習	3
		あん摩マッサージ指圧臨床論	4
	社会あん摩マッサージ指圧学 実習(臨床実習を含む)	地域保健理療と保健理療経営	1
		按摩指圧基礎実技	6
		マッサージ基礎実技	4
		手技応用実技	4
		手技総合実技	3
		校外臨床実習	1
		校内臨床実習	10
		夏期校外臨床実習	3
	総合領域	総合演習	4
修了研究		1	
			96

No.5 世界の視覚障害者とマッサージ

問 世界における視覚障害者によるマッサージの動向を紹介してください。

答 日本の視覚障害者が発信源となって、近年、マッサージは、視覚障害者の職業としてアジアへの広がりを見せているところだ。

2006年、世界盲人連合アジア太平洋地域協議会(WBUAP)が日本で開催した「第8回盲人マッサージ・セミナー」には、中国、香港、台湾、モンゴル、韓国、タイ、ベトナム、カンボジア、マレーシア、バングラデシュ、フィリピン、インドネシア、マレーシアの13カ国・地域から300人余の視覚障害者らが参加しました。

視覚障害者の有効な職業的自立手段として、世界的に関心が高まっているマッサージの資質向上と普及発展、各国における就労や法制化の実態報告が行われました。

中国 ここ10数年に視覚障害者の按摩師が急増し、5万人に達しています。中国では、大学など6箇所の養成機関で、按摩教育課程に外国人を積極的に受け入れていく計画が進められています。

香港 いったんは衰退した視覚障害者のマッサージ訓練でしたが、1990年代に入ってからマッサージが見直され、最近では訓練課程も整備されてきており、マッサージ・センターの設置、移動マッサージ(専用バンによる)なども開始されています。

韓国 韓国では、台湾と同様、マッサージ業は視覚障害者の専業となっています。現在約5千人がこの仕事に従事しています。毎年12の盲学校と中途視覚障害者訓練施設から約350人の卒業生が生まれます。マッサージ師の多くは全国に500あるマッサージ・センターで働いており、月収1250～1660米ドルの所得があります。

タイ タイでは伝統的なマッサージが普及していますが、視覚障害者の有力な職業として本格的に訓練に取り組むようになったのは1990年代に入ってからで

す。タイ視覚障害者雇用促進財団では、バンコクにマッサージの訓練施設を開設し、1年間の訓練をおこなっています。また、タイ視覚障害者協会では、農村部の視覚障害者のために、巡回講習を年数回実施しており、多数の視覚障害者が修了しています。

問 先進国では、障害者理解が進み働いている視覚障害者が多いと聞きますが、実際にはどうなのですか。

答 アメリカ合衆国、ドイツ、パナマ、コスタリカでは外交官として働いている例があります。法曹界でも、イギリス、ドイツ、南アフリカでは判事として活躍しています。

マッサージ師は、日本とアジア以外にも、ヨーロッパや東アジア各国で活躍しています。理学療法士として働いている人もいます。

問 国際的視点で、障害者への配慮は認められているのでしょうか。

答 現在障害者権利条約が国連で採択されています。その中に労働分野においても合理的配慮(障害に応じた配慮)を行わなければならないとあります。具体的には政府で検討されていますが、このパンフレットで紹介したような施策もその一つです。

■ 世界保健機構(WHO)は全世界の視覚障害者の90%近くがアフリカ、アジア、ラテン・アメリカ地域に居住していると推定。国際視覚障害者教育協議会(CDVI)は、「2015年までに全ての子供たちに教育の機会を与えなければならない」と主張するダカール宣言を踏まえて行動しています。

第2 視覚障害者と働く

私たちが暮らす社会には、多種多様な人々が住んでいます。男性も女性も、子どもも高齢者も、そして、障害者もいます。この一人一人の「幸せに生きたい」と言う願いを大切に、「共に生きる」という考え方が世界に広がっています。

06年12月には、国連で「障害者権利条約」が採択され、日本政府も、07年9月29日に、この条約に署名しました。

権利条約の第27条には、「労働及び雇用」に関する規程があります。

視覚障害者と共に働く時は、固定概念を捨てて、ありのままを理解していただきたいと思います。一人一人の視覚障害者と接する中で、何ができて何ができないか、どのようなサポートが必要か、理解していただけるものと思います。



盲学校のあん摩マッサージ実習風景

No.6 視覚障害の数と区分

問 視覚障害者とはどのような人をするのですか？

答 身体障害者福祉法では、一定以上の視力障害または視野障害がある者を視覚障害者といい、身体障害者手帳が交付されます。

視覚障害等級は1～6級まであり、1・2級のものを重度といいます。

視覚障害等級

等級	視覚障害
1級	両眼の視力（矯正視力。以下同じ）の和が0.01以下のもの
2級	両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの
	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
3級	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
4級	両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの
	両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5級	両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの
	両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので両眼の視力の和が0.2を超えるもの

問 視覚障害者の数と区分についてお尋ねします。

答 平成18年7月の厚生労働省の調査によると、18歳以上の在宅視覚障害者の総数は、推計で31万人です。特徴としては、高齢者の割合が高く、70歳以上が15万3千人と、全体の49.4%に達しています。また、18歳以下の視

覚障害児は4900人とされています。

身体障害者手帳交付台帳登録数

	新規交付	年度末現在
総数	15,743	383,897
1級	2,846	128,752
2級	4,691	105,473
3級	1,787	32,385
4級	1,974	32,024
5級	3,084	46,650
6級	1,361	38,613

注：平成18年度末現在、厚生労働省

問 全盲より弱視者が多いと聞きましたが本当ですか。

答 視覚障害イコール全盲とされていますが、弱視の方が多いのが実際です。

全盲と言っても、光を感じられる人や、眼前で手の動きや指の数がわかる人を含むので、全く見えないという人は少数です。

弱視にも、視力、視野、夜盲、まぶしいなど、その見え方は百人百様であり、対処方法も千差万別です。

先天性の視覚障害者はむしろ少なく、在学中、または、いったん社会に出てから、途中で弱視となるものが多いのも特徴です。

このような場合には、盲学校などに転校したり、仕事をやめてから、盲学校などに入学し、職業課程を修了して、あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師の国家試験に合格して、免許を取るなどして、社会復帰する人が多くいます。

No.7 視覚障害者の「リハビリ」

問 視覚障害者は、働くためにどんな工夫をしているのですか。

答 視覚障害者になったら、「何もできなくなる」と言うことはありません。

視覚障害者は、聴覚や触覚など、残された感覚が二次的に発達しますし、視覚補助機器を利用して、能力向上に努めることにより、生活や労働が可能になります。

問 読み書きや、移動はどのようにやっているのですか。

答 視覚障害者は、移動の困難と、情報の困難の2つの不自由を伴います。

移動の困難を軽減するために、白杖、盲導犬、ガイドヘルプなどを利用します。

情報の困難を軽減するために、人によるサポート、図書館の朗読サービスの利用、文字読み上げ・文字拡大ソフトを組み込んだパソコンの利用などによって、情報のバリアが多少縮まったように感じます。

視覚障害者は、環境に慣れるのに長い時間を要します。言葉や会話を通して丁寧に説明してください。「百聞は一触に如かず」と言うことを頭の隅っこにおいて、気長に視覚障害者とおつきあいを願いたいのです。

問 途中で視覚障害になった方はさらに困難なのではないですか。

答 人生の途中で視覚障害になった人は、安全に通勤できなくなること、文字処理ができなくなることから、働けなくなると思われています。視覚障害者自身でさえそうです。

しかし今では、生活訓練・職業訓練などの視覚障害リハビリテーションをすることによって、社会復帰をする視覚障害者が増えています。

問 生活訓練ってどんな訓練ですか

答 これは、①日常生活動作訓練、②コミュニケーション訓練、③歩行訓練のことをいいます。

日常生活動作訓練は、見えなくても自らの身辺処理をできるようにする訓練。コミュニケーション訓練は、点字・手書き訓練、音声パソコン・拡大読書器使用訓練などです。歩行訓練は、通勤を含む行きたいと思う所へ自分独りでいけるようにする訓練です。

感覚訓練と定位訓練は、音や風、匂いなど聴覚、触覚、嗅覚を十分活用できるようにする訓練です。

問 職業訓練とはどんな訓練ですか

答 これは、マッサージなどの進路と、事務的職種に残留する進路に分かれます。

問 最近、ロービジョンケアという言葉を目にしますがどんな訓練ですか。

答 医療は疾病を治すことが第一義です。しかし、治らない疾病が存在するのも現実です。この現実を医療的な面からとらえて、患者の保有機能を活用し、QOL(生活の質)を向上させようとする昨今の考え方です。

まず自らの障害の事実を受け入れてもらう心理的ケア(障害の受容)、単独歩行、点字・音声パソコンによるコミュニケーション等の日常生活に必要な最低限の訓練を指導することをいいます。

そのうえで業務を遂行できる実践的な視覚障害リハビリテーション(職業訓練)に引き継ぎ、IT機器を利用しながら就労の継続につなごうとする指導法です。



「私の職場」

高野 繁（たかの・しげる 44歳 視覚障害等級1級）

私の勤務する会社は、各種ダイバーシティ施策の一環として、障害者の雇用促進を目的に2008年4月に飯田橋本社ビル内に設立された特例子会社です。

社内では、視覚障害者によるマッサージ・鍼サービスの他、知的障害者による携帯電話端末分解や、肢体不自由者による経理業務を行っています。

私が所属するリフレッシュ

ルームでは、ヘルスキーパー4名が本社社員及び首都圏に展開する各支社オフィスへ出張し、社員の皆様の疲労回復と健康維持を図ります。

まだまだ経験の浅い私。多様なお客様の要望に苦悩の日々が続いていますが、「気持ちよかった。」「またお願いします。」という言葉に励まされ、お客様と直接ふれ合う事の出来る仕事の喜びを感じています。

「一生懸命やる事、お客様を笑顔にする事。それが自分にとっての幸せでもある事」。これを信念に、向上心を持って今後も頑張ります。

第3 わが国の雇用対策

わが国の障害者雇用対策は、社会連帯の理念に基づき実施されています。その中心となる法律が「障害者の雇用の促進等に関する法律」であり、割当雇用率制度と、雇用納付金制度が定められています。

これとは別に、特定身体障害者雇用率制度があり、マッサージ師を雇用する場合、1から3級までの視覚障害者を70%雇用しなければならない規定になっています。

わが国では、視覚障害者で就業している人は5人に1人しかいません。このうち、マッサージ・はり・きゅう業に従事してい

る視覚障害者は、3割を超えています。(厚生労働省調査「平成18年身体障害者実態調査結果」)。

また、平成21年度のハローワークにおける視覚障害者の職業紹介状況を見てみると、就職できた人の54.3%があはき業で占められています。

視覚障害者の雇用促進、とりわけ、その大きなウエイトを占める、マッサージ・はり・きゅう業への就職を進めるため、各種の支援策が講じられています。



3年生の臨床室では地域の患者さんに治療を行う

No.8 わが国の障害者雇用制度

問 障害者雇用率制度の目的は何ですか。

答 日本の障害者雇用率制度の目的は、社会連帯の理念に基づき、「各事業主」が平等に障害者を雇用し、障害者の雇用の促進を図ることです。

問 法的根拠はどこにあるのですか。

答 障害者の雇用の促進等に関する法律に根拠があります。そこに、割当雇用率制度と、障害者雇用納付金制度が定められています。この法制をとっている国には、日本のほか、ドイツ、フランス、オーストリアなどがあります。

問 割当雇用率はどのように決まっているのですか。

答 割り当て雇用率は、民間企業（従業員数56人以上）：1. 8%、特殊法人：2. 1%、官公庁：2. 1%、厚生労働大臣が指定する教育委員会：2. 0%となっています。

問 雇用者数のカウントはどのようにするのですか。

答 企業が雇用障害者数を具体的に数えるときは、重度障害者は1人で2人雇用しているものとみなす、ダブルカウント制がとられています。

また、一般の労働者時間数より短く、かつ週20から30時間の労働時間である短時間労働者については、重度障害者と精神障害者に限り算定でき、短時間重度障害者は1人として、短時間精神障害者は0.5人とカウントします。

問 障害者雇用納付金制度とは何ですか。

答 雇用率（1. 8%）未達成の常用労働者301人以上の事業主から、雇用未達成障害者1人につき月額5万円の障害者雇用納付金を徴収し、それを財源とし

て、法定雇用率を超えて障害者を雇用している事業主に対し、障害者雇用を勧めるための調整金、報奨金、支給金、助成金を支給し、障害者雇用を勧めていくこととしています。

障害者雇用調整金は、障害者雇用率を超えて雇用している場合、その超えて雇用している障害者の人数に応じて1人につき月額2万7千円が、報奨金は、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて1人につき月額2万1千円が支給されます。

問 助成金にはどのようなものがあるのですか？

答 助成金は、障害者の雇用に伴い、事業主が職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行うための費用を助成するもので、次のようなものがあります。

- ① 障害者作業施設設置等助成金（例：設備の改善、音声パソコン等の購入）
- ② 障害者福祉施設設置等助成金（例：保健休養室整備、付属する設備購入）
- ③ 障害者介助等助成金（例：職場介助者、健康相談医師等委嘱）
- ④ 重度障害者等通勤対策助成金（例：住宅手当、通勤援助者委嘱等）
- ⑤ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- ⑥ 障害者能力開発助成金



敬老の日には地域で奉仕治療が行われる

No.9 特定身体障害者雇用率制度

問 1.8%の障害者雇用率とは別の雇用率があると聞きましたが本当ですか。

答 あります。ご指摘のように、わが国の障害者雇用率は、民間企業である一般事業主1.8%、同特殊法人2.1%、国及び地方公共団体2.1%、一定の教育委員会2.0%と定められていますが、障害種別によっては、職域が特定の職種に偏っていて、かつ、他職種への雇用が困難な場合に、特別の雇用率を課すことになっています。

問 どのような障害者が対象になるのですか。

答 特定職種であるマッサージ師（あん摩マッサージ指圧師）を5人以上雇用する場合の雇用率は、視力障害3級以上又は視野障害3級以上である視覚障害者（特定身体障害者）を、100分の70（特定身体障害者雇用率）雇用しなければならない義務が適用されます。

問 具体的には、どのような義務になるのですか。

答 特定身体障害者雇用率は、5人以上マッサージ師を雇用している国・地方公共団体、民間企業は、この制度の適用をうけます。

国及び地方公共団体である場合、特定身体障害者の採用計画を作成しなければなりません。

民間企業である一般事業主及び同特殊法人の場合は、特定職種の労働者の雇入れが努力規定になっていますが、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、特定身体障害者の雇入れ計画の作成を命ずることができることになっています。

問 特定身体障害者雇用率制度においても、助成制度の適用は可能ですか。

答 もちろん、特定身体障害者雇用率制

度においても、各種助成制度の適用は受けられます。

視覚障害者を雇用すると、施設内移動や文字処理を手伝う職場介助者制度や、視覚障害者が働きやすい環境づくりのための施設設備の改善のための助成金などが受けられます。くわしくは、助成金制度のページをご覧ください。

障害者の雇用の促進等に関する法律

特定職種	特定身体障害者の範囲	特定身体障害者雇用率
あん摩マッサージ指圧師（主として、中欄に掲げる者では行うことができないと認められる厚生労働大臣が指定する業務に係るものを除く。）	次に掲げる視覚障害で持続するものがある者 1. 両眼の視力の和が、0.08以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10°以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が90%以内のもの	100分の70



解剖学の授業風景（生徒は弱視）

No.10 視覚障害者の雇用・就労の現状

問 視覚障害者の実態とりわけ、就業状況を教えてください。

答 わが国の18歳以上の在宅身体障害者の総数は、348万3千人、この内、視覚障害者は推計で31万人(障害者全体の8.9%)と報告されています。

また、視覚障害者の7割が60歳以上で、18歳未満の視覚障害児は4900人(身体障害児全体の5.3%)となっています。(2008年3月24日厚生労働省発表、「2006年身体障害者実態調査結果」による)。

ちなみに、点字技術拾得者は12.7%、パソコンを利用している視覚障害者は12.4%と報告されています。

ところで、就業状況を見てみると、仕事に就いている視覚障害者は、21.4%(障害者全体では20.4%)にとどまっています。内訳は、マッサージ師・はり師・きゆう師29.6%、専門的技術的職業11.1%、農林業8.6%、事務7.4%、生産工程労務7.4%、サービス職業6.2%と続いています。

就業形態別では、あはき業を含む自営43.2%、常用雇用労働者23.5%となっています。

この結果から次のようなことが言えます。

- ① 視覚障害者を含め、身体障害者で就業している者は5人に1人しかいないこと
- ② 視覚障害者では、あはき業に従事している者が最も多いこと
- ③ その結果、他の障害者に比べ、自営業者の割合が高いこと

次に、「ハローワークにおける視覚障害者の職業紹介状況(平成21年度類型・厚生労働省調査)」を紹介します。

問 視覚障害者の雇用状況はどうなっていますか。

答 障害者別毎の雇用率が定められていないため、視覚障害者の実雇用率はわかりませんが、ハローワークにおける視覚障害者の職業紹介状況がその参考になります。

1.概況 (件、人、%)

	視覚障害者	うち重度
新規求職申込件数	2,792	1,637
有効求職者数	2,981	1,355
就職件数	1,771	1,030
就職率	63.4	62.9

2.職業別就職件数 (件、%)

職業	人数	%
合計	1771	100.0
○専門的・技術的職業	1020	57.6
①あんま・鍼・灸・マッサージ	842	47.5
就職先が医療機関	185	10.4
就職先が施術院	522	29.5
②ヘルスキーパー	85	4.8
③機能訓練指導員	36	2.0
④理学療法士	21	1.2
⑤ケアマネージャー	6	0.3
⑥情報処理技術者	6	0.3
○管理的職業	10	0.6
○事務的職業	258	14.6
○販売の職業	49	2.8
○サービスの職業	96	5.4
○保安の職業	25	1.4
○農林漁業の職業	10	0.6
○運輸・通信の職業	11	0.6
○電話交換手	4	0.2
○生産工程・労務の職業	276	15.6
○分類不能の職業	16	0.9

注:ハローワークにおける視覚障害者の職業紹介状況(平成21年度類型・厚生労働省調査概況)

この結果から、次のようなことが言えます。

- ① 就職できた視覚障害者のうち、マッサージ・はり・きゆう業が54.3%(あんま・鍼・灸・マッサージ、ヘルスキーパー及び機能訓練指導員)を占めていること。
- ② 事務職で就職した視覚障害者の割合が比較的高い値を占めているが、中途視覚障害者でリハビリの訓練を受け継続雇用になったケースがかなり含まれていると思われること。
- ③ その他の職種としては、点字出版や点字校正などを担当する視覚障害者関係の福祉施設職員(その経営者を含む)が多にいると思われます。

No.11 ハローワーク(公共職業安定所)

問 障害者を雇用したいのですが、ハローワークではどのようなサービスが受けられますか？

答 ハローワークでは、職域開拓、雇用管理、職場環境整備、特例子会社設立等についての相談を受けることができます。

また、障害者試行雇用(トライアル雇用)、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援、職場適応訓練、障害の状況に応じた多様な委託訓練及び各種助成金(特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金)の案内も併せて行っております。

ハローワークには障害者専門の相談員がおりますが、必ずしも充実した人員配置になっている訳ではありません。ホームページなどを予め御覧になるとよいでしょう。

問 トライアル雇用というのは、どういう雇用形態ですか。

答 障害者を試行雇用(トライアル雇用)の形で受入れていただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。トライアル雇用の期間は原則3ヶ月間ですが、トライアル雇用期間を途中で中断させて、常用雇用に移行する場合はこの限りではありません。3ヶ月の期間を経過し常用雇用に至らなかった場合は、契約期間満了による終了となります。ただし、契約期間中に事業主の都合で中止した場合は解雇の扱いとなります。

トライアル雇用期間中の労働条件は、労働基準法等の労働関係法令に基づき、事業主と対象者との間で雇用契約を結びます。トライアル雇用期間中は、通常の労働者として要件を満たす場合、労働保険等が適用されますので必要な手続きを行いません。

この事業は、ジョブコーチ等の地域障害者職業センター等が実施する各種職業リハビリテーションサービスをあわせて

利用することができます。

問 ジョブコーチによる支援事業とはなんですか。

答 障害者の就職及び職場適応をすすめるために、ジョブコーチを職場に派遣し、障害者に対する直接的・専門的支援とあわせて、企業の担当者や職場の従業員に対して、障害を理解し配慮するための援助、必要に応じて仕事の内容や職場環境の改善等の助言などを行いません。支援終了後も必要に応じてフォローアップを行いません。ジョブコーチは雇用前後を通じてあらゆる機会に利用できます。

ジョブコーチによる支援は、障害者と事業主に支援を行ないながら上司や同僚に適切な支援方法を伝え、支援終了後は事業主による支援が継続されるよう、支援主体を事業所の担当者に徐々に移行していくものです。



3年生の臨床実習本番をひかえ、模擬臨床実習が行われる



「私の職場」

穴澤 順（あなざわ・じゅん 32歳 障害等級2級）

Q 勤務内容について教えてください。

A 勤務する事業所は、福祉器機の制作・販売・レンタルを行う会社です。1階にあるデイサービスでご利用者にマッサージを行うのが私の仕事です。勤務時間は11時30分から4時20分で一日20人のご利用者をマッサージします。

Q 職場には何名のマッサージ師が勤務していますか？

A マッサージ師は自分一人だけですが、スタッフの方々（ヘルパー、看護師）が皆さんよい方ばかりでとても助かっています。

Q 職場で困ったことや苦労した点などありますか？

A ご利用者様の名前を覚える事ですね。顔が見えないので声だけで30人の名前を覚えるのはなかなか大変です。

また、カルテや日誌が墨字のものしかないの…ですので、正式なカルテではありませんが、自分で簡単なカルテを作っています。

ご利用者様の中には無口な方もいらっしゃいます。そのような方に施術をしていると、満足していただけているのだろうか？と不安になってきます。

Q 後輩へのアドバイスは

ありますか？

A 国家試験のための暗記する勉強も必要ですが、しっかりと理解した勉強が重要です。適当に勉強して合格しても何も身になりません。私は、国家試験に落ち、1年間受験クラスで勉強しました。ですが、逆にそれがよかったと思っています。まぐれに合格でもしていたら、何もわからず適当なことを話しながら、適当に施術をしていたのではないのでしょうか。

覚える事が多く、大変だとは思いますが、毎日こつこつと勉強するのが重要だと思っています。

第4 障害者雇用の助成金

障害者を雇用する上での事業主の経済的負担を軽減し、障害者が働きやすい環境を整えるための制度があります。

一つは、雇用保険によって、障害者等の就職困難者を雇用する場合に、支払った賃金の一部を助成する特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)です。

二つは、障害者の雇用の促進等に関する法律の障害者雇用納付金制度といわれるものです。

これは、障害者雇用率に相当する数

の障害者を雇用していない企業から納付金を徴収し、これによって障害者を多く雇用している企業の経済的な負担を軽減するなど、障害者の雇用に伴う経済的な負担のアンバランスを調整しつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的とする制度です。

障害者雇用促進を積極的に推進している企業は、この制度を財源として、各種助成金以外にも障害者雇用調整金や報奨金、在宅就労障害者特例調整金の支給を受けることができます。



弱視の生徒が解剖学の模型を使って実習を行う(内臓系の授業風景)

No.12 特定求職者雇用開発助成金

問 障害者を雇用した場合に、賃金の一部を助成する制度はありませんか。

答 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)といって、障害者をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主に対して、その賃金の一部を雇い入れた日から一定期間助成する制度があります。

問 どんな場合に助成が受けられますか。

答 受給できるのは、次の全ての要件を満たす事業主です。

① ハローワーク等の紹介により、身体障害者、知的障害者又は精神障害者等(65歳未満の者に限る。)を継続して雇用する労働者として雇い入れ、助成金支給後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる雇用保険の適用事業主

② 当該雇入れの前及び後6カ月間において当該雇入れに係る事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇したことがないものであること。

注 この場合の保険は当然、雇用保険をさします。それから、事業主の都合により解雇してはいけない範囲が「雇用する被保険者全体」となっていますので、障害者だけでなく、従業員全体で一人でも前後半年以内に事業主側の都合で解雇をしていないことが条件になります。

③ 当該雇入れの前及び後6カ月間において当該雇入れに係る事業所において特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者を、当該雇入れ日における被保険者の6%を超えて離職させていないこと(特定受給資格者となる離職理由により離職した者が33人以下である場合を除く。)

注 ここでいう「特定受給資格者」とは、簡単に言えば「倒産」又は「解雇」により離職し、雇用保険給付を受けることになった方を指します。具体的にどのような離職が条件に当てはまるかは別途、ハローワーク等にお尋ねください。

問 助成の内容はどうなっていますか。

答 助成額と助成期間は、次の表のとおりです。助成対象期間を6カ月ごとの支給期間に区切り、この支給対象期ごとに支給されます。

対象労働者	助成額	助成期間	支給対象期ごとの助成額
(1) 身体障害者・知的障害者((3)に属するもの、及び短時間労働者を除く)	50万	12月	各期とも25万円
	135万	18月	各期とも45万円
(2) 身体障害者、知的障害者、精神障害者である短時間労働者	30万	12月	各期とも15万円
	90万	18月	各期とも30万円
(3) 重度身体障害者・45歳以上の身体障害者、重度知的障害者・45歳以上の知的障害者、精神障害者(短時間労働者を除く。)	100万	18月	1・2期33万円、3期34万
	240万	24月	各期とも60万円

注：(1)(2)(3)(4)それぞれの下段は中小企業事業主に対する助成額です。

問合せ先：都道府県労働局、ハローワーク(公共職業安定所)

No.13 重度障害者施設整備助成金

問 障害者が働く上での施設設備をすることで、経済的負担が伴うので、障害者の雇用に足踏みしてしまいます。助成金か何かないのですか。

答 障害者雇用納付金制度に基づく障害者作業施設設置等助成金があります。障害者を常用労働者として雇い入れるか、継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、または、改造等がなされた作業設備の整備等を行う費用に対する助成金で、第1種と第2種の区別があります。

種 類	第1種：作業施設等の設置または整備	第2種：作業施設等の賃借による設置
対象となる障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者・知的障害者・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ※上記障害者である在宅勤務者	
助成率	2/3	
限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき450万円 ・作業設備の場合、障害者1人につき150万円(中途障害者の場合は1人につき450万円)(1事業所あたり、1会計年度につき4,500万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき月13万円 ・作業設備の場合、障害者1人につき月5万円(中途障害者の場合は、1人につき月13万円)
支給期間	3年	

問 視覚障害者を雇用する場合の施設設備に該当するものとは何ですか。

答 作業施設に該当するものの例としては、点字ブロックや手すり、スロープ、段差の平坦化等が挙げられます。

また、視覚障害者がヘルスキーパーとして雇用された場合には、視覚障害者に配慮した作業場を設置または改装する費用も対象になります。さらに、治療室の設備、または賃貸にかかる費用、医療用ベッド、赤外線治療器などの物理療法機器、消毒設備なども、視覚障害者の職域が狭いことを考慮して、特例で認められています。

作業設備に該当するものとしては拡大読書器や音声ソフト、拡大ソフトが挙げられますが、パソコン本体は一般の方を雇用した場合にも一人一台が基本になることが多いので、理由などを書く際、工夫が必要になります。

問 そのほかに、注意すべき事などがありましたら教えてください。

答 この助成金を使用した場合は、原則として2年間その障害者の雇用を継続しなければなりません。仮にその方が自らの都合で辞職した場合でも同程度の障害者を新たに採用することが基本となります。

また、この助成金を申請してから実際送金があるまで数ヶ月の期間を要します。障害者の雇用が決定したら、必要な助成金の申請は早めに行った方がよいようです。なお、この助成金は、立て替えた後の現金還付方式になっています。

問合せ先：都道府県高齢・障害者雇用支援協会等

No.14 介助等助成金

問 視覚の障害をサポートするアシスタントに対する助成制度はありますか。

答 介助等助成金という制度があります。この中の職場介助者を配置または委嘱した場合に、その費用の一部を助成するものです。

視覚障害者にとって、職場介助者は、文字の読み書き、歩行援助など、視覚障害者の業務遂行を助ける役割をします。

この場合の、配置とは職場介助者を雇い入れること、委嘱は日単位で職場介助者を依頼することで、女性限度額が異なります。

また、視覚障害者が事務的業務に就く場合と、非事務的業務に就く場合では、助成限度額が異なります。

(1) 職場介助者の配置または委嘱助成金

目的	事務的業務に従事する視覚障害者の職場介助者の配置または委嘱	事務的業務以外に従事する視覚障害者の職場介助者の委嘱
対象となる障害者	・ 2 級以上の視覚障害者(以下省略)	
助成率	3 / 4	
限度額	・ 配置 1 人月 15 万円 ・ 委嘱 : 1 人 1 回 1 万円、年 150 万円まで	・ 委嘱 : 1 人 1 回 年 24 万円まで
支給期間	10 年	

問 支給期間が10年とありますが、これを過ぎたらどうなりますか。

答 10年の支給期間が終了した後も継続して助成措置が必要な場合、適用される助成金があります。目的や対象となる

障害者は同じですのでここでは説明を省略します。

(2) 職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金

	事務的業務	事務的業務以外
助成率	2 / 3	
限度額	・ 配置 : 1 人月 13 万円 ・ 委嘱 : 1 人 1 回 9 千円、年 135 万円まで	・ 委嘱 : 1 人 1 回 9 千円、年 22 万円まで
支給期間	5 年	

問合せ先 : 都道府県高齢・障害者雇用支援協会等



高齢の方の長寿のためにマッサージは有効である

No.15 通勤対策助成金

問 視覚障害者の場合、通勤中の事故などが心配で、雇用をためらってしまいます。

答 確かに、視覚障害者の駅ホームなどからの転落事故のニュースなどがいまもあり、通勤中の事故が懸念されます。

しかし、交通機関も以前より視覚障害者の安全輸送を心がけるようになってきており、点字ブロックの他に、ホーム柵などの設置もすすんでいます。歩行訓練によって、視覚障害者自身の歩行技術を高めることも可能です。

問 さらに企業が、積極的に通勤対策を講ずる場合の助成はありますか。

答 通勤対策助成金を利用することも有効です。

たとえば、通勤距離が遠いとか、通勤途上に危険な箇所がある場合などに、近くて安全な所に住宅を借りて住ませた場合、「住宅の賃貸助成金」が受けられます。

視覚障害者自身が、近くて安全な所の住宅に転居することもあるでしょう。このような場合に、他の従業員より住宅手当を割りまして支給したとすると、「住宅手当の支払い助成金」が受けられます。

さらに、視覚障害者の通勤を安全で容易にするために、援助者をつけて歩行訓練を行ったとします。この場合には、「通勤援助者の委嘱助成金」が受けられます。

この他、あまり実例が少ないかもしれませんが、「住宅の新築等助成金」「通勤用バス購入助成金」「通勤用バス運転従事者委嘱助成金」などがあります。

住宅の賃貸助成金

目 的	対象障害者用の住宅の賃貸
限 度 額	・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円
支 給 期 間	10年間

住宅手当の支払い助成金

目 的	対象障害者の住宅手当
限 度 額	障害者1人 月6万円
支 給 期 間	10年間

通勤援助者の委嘱助成金

目 的	対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱
限 度 額	・委嘱1人1回 2千円 ・交通費1認定 3万円
支 給 期 間	1ヶ月

問 どのような視覚障害者が対象となりますか。

答 視覚障害者の場合、1級から3級のものが対象になります。

問 助成額はいくらですか。

答 いずれの各助成金とも、その措置を実施したのにかかった費用の4分の3が助成されます。

問合先：都道府県高齢・障害者雇用支援協会等



はりの実技実習も行う

「私の職場」

須藤 伸（すどう・のぶ） 53歳 障害等級2級

私は、中小都市にある介護老人保健施設でマッサージ師として働いています。職場は、リハビリテーション室です。

介護老人保健施設は、病气（脳卒中、脳梗塞など）や骨折などで、退院後、自宅で生活するにはまだリハビリが必要な方などが利用される施設です。

利用者さんは、高齢者の方がほとんどで、麻痺や障害の軽減・身

体機能向上などを目標・目的として、日々リハビリを行っています。

通勤時間は、隣の市ではありませんが、約1時間かかります。

日により人数は異なりますが、約12名の利用者さんのリハビリを行っています。関節可動域訓練、筋力維持向上訓練、歩行訓練などを併せてマッサージを行っています。

マッサージは、「足が軽くなった」「体が

楽になった」「膝の動きが良くなった」など、好評を得ています。

介護関連の職場に、感心・興味のある盲学校等の在校生は、是非、話術を身につけておいて下さい。話し上手・聞き上手は、「第2の手技」を得ると思うからです。

そして、話術は必ず治療に役立ちます。

「私の職場」

金子拓生（かねこ・たくお） 26歳 障害等級3級

Q 勤務内容について教えてください。

A 新宿にある会社に勤務しています。12時から3時までは会社の派遣で、大田区のデイサービスにいきます。そこでは、坐位の10分施術を15～20人行います。その後、新宿にある会社に戻り、会社附属の治療院で3、4人施術し、勤務終了は夜の8時になります。

Q 職場には何名のマッサージ師が勤務していますか？

A マッサージ師は4人勤務しています。全員、視覚障害者で、普通科を卒業した田島さんも勤務しています。みんなとても仲がよく、お互い協力し

ながら楽しく勤務しています。

Q 職場で困ったことや苦労した点などありますか？

A 特にありません。ただ、移動が多いので体力的に疲れます。施術をするよりも移動の方が疲れるかな。

Q 後輩に何かアドバイスはありますか？

A 当然の事ですが、指をしっかり鍛えた方がよいということです。働いて、もう少しで1年になりますが、今でも指が痛くなります。デイサービスでは、弱揉みですし、高齢者という事で喜んでもらえます。しかし、治療院ではかなり強く押さない

と満足してもらえません。強い力で何人も施術すると本当に指が痛くなります。1・2年生は今からしっかりと指を作っていた方がよいと思います。また、3年生は校内臨床が終わる施術をしなくなりますが、毎日少しでもいいので指を使い鍛える必要があると思います。

それと、体力をつける事です。私の場合、自宅を出てから自宅に帰るまでほとんど立ちっぱなしです。移動中も座れません。はじめの頃は、自宅に帰っても疲れて、すぐ寝ていました。

指の力はもちろんの事、体力もすぐにつくものではありません。時間をかけてしっかりと鍛えてください。

付録 雇用相談・支援団体

公的機関

- 厚生労働省障害者雇用対策課
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
- 都道府県労働局……ハローワーク(公共職業安定所)を管轄するほか、労働行政を行う。
- 都道府県障害者雇用支援協会……障害者の職業的自立、勤労意欲の向上ならびに事業主に対する障害者の雇用促進に関する啓発・指導援助等を行い、障害者雇用に貢献することを目的にさまざまな事業を行っている。
- 障害者雇用情報センター……全国5カ所(東京、仙台、名古屋、大阪、福岡)の障害者雇用情報センターでは、障害者雇用に関する相談援助、各種の情報提供、就労支援機器等に関する相談を行っている。
- 都道府県教育委員会……特別支援学校視覚障害者部門(旧盲学校)を管轄している。
- あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成のための学校・養成施設
- 特別支援学校視覚障害者部門(旧盲学校)……あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成のための職業教育を実施している。都道府県毎に1校以上ある。(私立学校もある。)
- 国立障害者リハビリテーションセンター(所沢)、同視力障害センター(函館、塩原、神戸、福岡)……中途視覚障害者に職業的自立のため、あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成のための職業教育を実施している。

民間団体・当事者団体等

- 社会福祉法人日本ライトハウス職業訓練センター
- 社会福祉法人日本盲人職能開発センター
- 社会福祉法人国際視覚障害者援護協会
- 社会福祉法人視覚障害者支援総合センター
- 社会福祉法人日本盲人会連合……全般的相談・支援
- 全国視覚障害者雇用促進連絡会……就労問題の相談・支援
- 全日本視覚障害者協会……全般的相談・支援
- NPO法人タートル……中途視覚障害者の復職相談・支援
- 株式会社視覚障害者就労生涯学習支援センター……ジョブコーチ派遣事業

- 全国病院・介護マッサージ問題連絡会……病院・介護施設で働くマッサージ師等の団体
- 特養マッサージ師の会……特別養護老人ホームで働く機能訓練指導員の会
- 日本理療科教員連盟……視覚障害者にあん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成教育を行う教職員の団体
- 日本視覚障害者ヘルスキーパー協会……主に民間企業で働くマッサージ師の会

都道府県協会所在地一覧

- | 道府県協会名 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|----------------------|-------------------------|--------------|--------------|
| 社団法人 北海道高齢・障害者雇用促進協会 | 札幌市中央区北4条西4丁目1札幌国際ビル4階 | 011-223-3688 | 011-223-3696 |
| 社団法人 青森県高齢・障害者雇用支援協会 | 青森市新町2丁目2-4新町2丁目ビル7階 | 017-775-4063 | 017-734-7483 |
| 社団法人 岩手県雇用開発協会 | 盛岡市菜園1丁目12番10号日鉄鉦盛岡ビル5階 | 019-654-2081 | 019-654-2082 |
| 社団法人 宮城県雇用支援協会 | 仙台市青葉区中央3丁目2-1青葉通プラザ2階 | 022-265-2076 | 022-265-2078 |
| 社団法人 秋田県雇用開発協会 | 秋田市山王3丁目1番7号東カンビル3階 | 018-863-4805 | 018-863-4929 |
| 社団法人 山形県高齢・障害者雇用支援協会 | 山形市双葉町1-2-3山形テルサ1階 | 023-676-8400 | 023-645-4404 |
| 社団法人 福島県雇用開発協会 | 福島市置賜町1番29号佐平ビル8階 | 024-524-2731 | 024-524-2781 |
| 社団法人 茨城県雇用開発協会 | 水戸市城南1丁目1-6サザン水戸ビル3階 | 029-221-6698 | 029-221-6739 |
| 社団法人 栃木県雇用開発協会 | 宇都宮市本町4番15号宇都宮NIビル8階 | 028-621-2853 | 028-627-3104 |
| 社団法人 群馬県雇用開発協会 | 前橋市大手町2-6-17住友生命前橋ビル10階 | 027-224-3377 | 027-224-3556 |
| 社団法人 埼玉県雇用開発協会 | さいたま市浦和区高砂1-1-1朝日 | 330-0063 | |

生命浦和ビル 7 階 048-824-8739 048-822-6481
社団法人 千葉県雇用開発協会
260-0015 千葉市中央区富士見 2-5-15 塚本
千葉第三ビル 9 階 043-225-7071 043-225-7479
社団法人 東京都雇用開発協会
101-0061 千代田区三崎町 1 丁目 3 番 12 号
水道橋ビル 6 階 03-3296-7221 03-3296-7230
財団法人 神奈川県雇用開発協会
231-0026 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働
プラザ 7 階 045-633-6110 045-633-5428
社団法人 新潟県雇用開発協会
950-0087 新潟市中央区東大通 1-1-1 三越・
プラザ共同ビル 7 階 025-241-3123 025-241-3426
社団法人 富山県雇用開発協会
930-0004 富山市桜橋通り 2-25 富山第一生
命ビル 1 階 076-442-2055 076-442-0224
社団法人 石川県雇用支援協会
920-8203 金沢市鞍月 5 丁目 181 番地AUBE5
階 076-239-0365 076-239-3692
社団法人 福井県雇用支援協会
910-0005 福井市大手 2 丁目 7 番 15 号明治
安田生命福井ビル 10 階 0776-24-2392 0776-
24-2394
社団法人 山梨県雇用促進協会
400-0031 甲府市丸の内 2 丁目 7-23 鈴与甲
府ビル 4 階 055-222-2112 055-222-2119
社団法人 長野県雇用開発協会
380-8506 長野市南県町 1040-1 日本生命長
野県庁前ビル 6 階 026-226-4684 026-226-5134
社団法人 岐阜県雇用支援協会
500-8856 岐阜市橋本町 2-20 濃飛ビル 5 階 0
58-252-2324 058-252-2325
社団法人 静岡県雇用支援協会
420-0853 静岡市葵区追手町 1 番 6 号日本生
命静岡ビル 7 階 054-252-1521 054-252-0423
社団法人 愛知県雇用開発協会
460-0008 名古屋市中区栄 2 丁目 10 番 19 号
名古屋商工会議所ビル 9 階 052-219-5661 05
2-209-5855
社団法人 三重県雇用開発協会
514-0002 津市島崎町 137 番地 122 059-227-8
030 059-227-8131
社団法人 滋賀県雇用開発協会
520-0056 大津市末広町 1 番 1 号日本生命大

津ビル 3 階 077-526-4853 077-526-0778
社団法人 京都府高齢・障害者雇用支援協会
604-8171 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋
町 577-2 太陽生命御池ビル 3 階 075-222-020
2 075-222-0225
社団法人 大阪府雇用開発協会
530-0001 大阪市北区梅田 1-12-39 新阪急ビ
ル 10 階 06-6346-0122 06-6346-0146
財団法人 兵庫県雇用開発協会
650-0025 神戸市中央区相生町 1 丁目 2 番 1
号東成ビル 5 階 078-362-6588 078-362-655
0
社団法人 奈良県雇用開発協会
630-8122 奈良市三条本町 9 番地 21 号JR奈
良伝宝ビル 4 階 0742-34-7791 0742-34-772
2
社団法人 和歌山県雇用開発協会
640-8154 和歌山市六番丁 24 番地ニッセイ
和歌山ビル 6 階 073-425-2770 073-425-415
8
社団法人 鳥取県高齢・障害者雇用促進協会
680-0835 鳥取市東品治町 102 明治安田生命
鳥取駅前ビル 3 階 0857-27-6974 0857-27-6
975
社団法人 島根県雇用促進協会
690-0826 松江市学園南 1 丁目 2-1 くにび
きメッセ 6 階 0852-21-8131 0852-25-9267
社団法人 岡山県雇用開発協会
700-0907 岡山市下石井 2-1-3 岡山第一生命
ビル 4 階 086-233-2667 086-223-9583
社団法人 広島県雇用開発協会
730-0013 広島市中区八丁堀 16-14 第 2 広電
ビル 7 階 082-512-1133 082-221-5854
社団法人 山口県雇用開発協会
753-0051 山口市旭通り 2 丁目 9 番 19 号 山
口建設ビル 3 階 083-924-6749 083-924-669
7
社団法人 徳島県雇用支援協会
770-0831 徳島市寺島本町西 1 丁目 7 番地 1
日通朝日徳島ビル 7 階 088-655-1050 088-6
23-3663
社団法人 香川県雇用支援協会
760-0017 高松市番町 1-2-26 トキワ番町ビ
ル 3 階 087-811-2285 087-811-2286
社団法人 愛媛県高齢・障害者雇用支援協会
790-0006 松山市南堀端町 5 番地 8 オワセビ
ル 4 階 089-943-6622 089-932-2181
社団法人 高知県雇用開発協会
780-0053 高知市駅前町 5 番 5 号大同生命高
知ビル 7 階 088-884-5213 088-884-5306

財団法人 福岡県高齢者・障害者雇用支援協会
812-0011 福岡市博多区博多駅前 3-25-21 博
多駅前ビジネスセンター 3 階 092-473-63000
92-474-1737

財団法人 佐賀県高齢・障害者雇用支援協会
840-0816 佐賀市駅南本町 5-1 住友生命佐賀
ビル 5 階 0952-25-2597 0952-24-6811

社団法人 長崎県雇用支援協会
850-0862 長崎市出島町 1 番 14 号出島朝日
生命青木ビル 5 階 095-827-6805 095-827-6
822

社団法人 熊本県高齢・障害者雇用支援協会
860-0844 熊本市水道町 8-6 朝日生命熊本ビ
ル 3 階 096-355-1002 096-355-1054

財団法人 大分県総合雇用推進協会

870-0026 大分市金池町 1 丁目 1 番 1 号大交
セントラルビル 3 階 097-537-5048 097-538
-5465

社団法人 宮崎県雇用開発協会
880-0812 宮崎市高千穂通 2 丁目 1-33 明治
安田生命宮崎ビル 8 階 0985-29-0500 0985-
29-5131

財団法人 鹿児島県雇用支援協会
892-0844 鹿児島市山之口町 1 番 10 号鹿児
島中央ビルディング 11 階 099-219-2000 09
9-226-9991

社団法人 沖縄雇用開発協会
901-0152 那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産
業支援センター 506 号 098-891-8460 098-8
91-8470

編集・発行

全国視覚障害者雇用促進連絡会（雇用連）

〒334-0071

埼玉県川口市安行慈林 645-4 田中章治方

電話 048-285-9935

全国病院・介護マッサージ問題連絡会（病マ連）

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 2-43-7 サンサーラ大塚 202

電話：03-6410-7118

FAX：03-6410-7119

日本理療科教員連盟（理教連）進路指導部

〒112-8684

東京都文京区目白台 3-27-6 筑波大学附属視覚特別支援学校内

電話：03-3943-5424

FAX：03-3943-5410

特養マッサージの会（特マ会）

〒124-0002

東京都葛飾区西亀有 1-1-3-203 稲垣実方

電話：03-5680-0450（FAX 兼用）

発行日：2010年7月1日

取り扱い・申し込みは

NPO 視覚障害者サポートゆい

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 2-43-7 サンサーラ大塚 202 号室

電話：03-6410-7118

FAX：03-6410-7119

※ なお、全国視覚障害者雇用促進連絡会のホームページから、PDF版、点字版を
ダウンロードして、自由にご活用ください。 <http://www.koyouren.npo-jp.net/>

